広報
いながわ
第686号
11月15日
平成16年
（2004年）
毎月1日・15日発行
編集・発行　猪名川町 企画部 広報コミュニティ課
〒666－0292 兵庫県川辺郡猪名川町 上野字北畑11－1 電話番号 072（766）8707 ファックス番号 072（767）2255
ホームページアドレス（URL）http://www.town.inagawa.hyogo.jp 電子メールアドレス koho@town.inagawa.hyogo.jp

秋の環境美化週間

昨年秋のクリーンアップ作戦の様子

11月15日（月）～21日（日）

町保健衛生推進協議会などで構成する町環境美化週間実施本部では、地域住民の皆さんや関係団体の協力により、11月15日（月）から同21日（日）までの間を秋の環境美化週間とし、町の環境美化活動を展開します。

また、期間中の21日（日）には、町あげての一斉清掃活動としてクリーンアップ作戦を実施しますので、みんなで参加しましょう。

町の環境美化活動は、毎年春と秋の2回、道路や公園などに散乱しているごみを住民の皆さんで回収し、快適な生活環境づくりのために実施しています。

各自治会で作業実施日が異なることがありますので、自治会長もしくは、衛生委員に実施日をご確認ください。また、自治会で子どもが清掃作業に取り組む場合は、責任者の方がしっかりと監督し、交通量の多い道路などは避けてください。また、当日家庭ごみは出さないでください。

なお、集まったごみは、当日の午後に町が収集します。

過去5年間のクリーンアップ作戦ごみ収集量

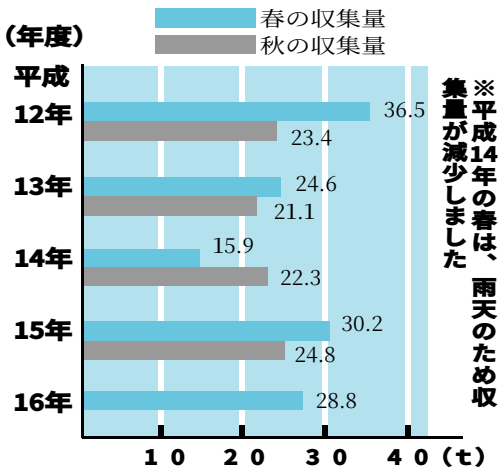

本年春のクリーンアップ作戦の主な収集物

収　集　物	個　数
タイヤ	82
バッテリー	37
テレビ	10
消火器	9
冷蔵庫	4
洗濯機	3
単車	2

心がけ一つでできる街の美化

ポイ捨てはダメ！

町環境住民会議は、平成13年12月に環境活動実践団体の方々を構成員とし設立されました。現在の会員数は16人で平成15年度は、ごみグループと水環境グループに分かれ、それぞれの問題について話し合われました。

その中で、ごみグループは、「ごみ問題を解決するためにみんなでできること」をテーマに話し合い、本年はポイ捨て防止キャンペーンの一環として、「ポイ捨てなくし隊」を結成し、ポイ捨てごみの回収などを日生中央駅周辺で行っています。ごみは、たばこの吸い殻や空き缶など、意外と多く落ちています。

町環境住民会議では、一般の方も参加いただき、ごみ問題についてどうすれば美しい環境が守れるか住民の皆さんで意見を出し合い、一緒に取り組んでいきたいと考えています。

不法投棄は許さない！

家電リサイクル法が施行されて以来、町内においても家電４製品（テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコン）の不法投棄が増えています。

また、阪神間に位置する猪名川町は大阪圏内にも隣接し、他市町との市町境界が山間部であることから、近年産業廃棄物や一般家庭ごみの不法投棄が増えています。

町においても、定期的にパトロールをしていますが、もし不法投棄を目撃された場合はナンバー・車種・車の色・投棄者の特徴などを警察や町へ連絡してください。

その情報により投棄者が判明した場合、第一通報者に報償を贈る制度を本年７月１日から施行しています。報償は、私鉄などの共通乗車券「スルッとＫＡＮＳＡＩ」１万円以下相当を支給します。この制度により住民全員が不法投棄に対しての監視者となるよう、ご協力をお願いします。

問い合わせは、生活環境課（７６６・８７１２）へ。

違反広告物の一斉除却を実施します

―違反広告物のない 美しいまちにしましょう―

町では、11月15日～同21日の「環境美化週間」に関係機関の協力のもと、違反広告物の一斉除却を次のとおり実施します。

良好な地域景観を形成するため、兵庫県では「屋外広告物法」に基づき、「兵庫県屋外広告物条例」が制定（平成５年４月１日より施行）されています。

これにより町内全域は、屋外広告物の規制区域となっていますが、無許可で掲出される広告物、違反広告物が増加しています。

同条例第５条では「禁止物件」（広告物を掲出することができない物件、電柱・街灯・信号機・道路標識や道路上の柵・橋など）、同条第２項では「はり紙・はり札・立看板・のぼり」を表示できない物件について規定されています。特に「はり紙・はり札・立看板・のぼり」の掲出は道路沿いに集中しますが、これはまちなみや生活環境といった景観面、交通・歩行を阻害するといった安全面から見ても適正と言えません。

町では、年間を通じてこれら違反広告物に対するパトロールを行い、「違反シール」を貼付して警告するとともに、一定期間経過後に除却しています。また、年１回、関係機関の協力を得て一斉除却を実施しています。

◎とき　11月18日（木）
◎ところ　町内全域
◎関係協力機関
阪神北県民局、川西警察署、関西電力㈱西宮営業所・三田営業所、西日本電信電話㈱兵庫支店

なお、「屋外広告物条例に定める手続き」をせずに掲出されている看板などについては、すみやかに撤去してください。

問い合わせは、都市整備課（　766―8704）へ。

R100 本紙は古紙配合率100%の紙に、植物性大豆油インキで印刷しています